

(参考)

## 「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰について

『「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰要綱』により、自然環境の保全に関し、顕著な功績があった者（または団体）を表彰し、これを讃えるとともに、自然環境の保全について国民の認識を深めることを目的として、平成11年度から実施しているもの。

### 1. 推薦者

都道府県知事、関係団体の長、地方環境事務所長 等

### 2. 表彰基準

#### <表彰分野>

- ①保全活動部門
- ②いきもの環境づくり・みどり部門
- ③自然ふれあい部門
- ④調査・学術研究部門
- ⑤国際貢献部門

#### <上記分野において次の(1)～(3)のいずれかに該当する活動を行った者>

- (1)「国の宝」の保全に関する活動
- (2)自然環境に関する先駆的・先導的活動
- (3)広範囲を対象とし、又は永年継続されている自然環境に関する普及啓発活動

### 3. 被表彰者の決定

環境省内に設けた選考委員会における審査を経て決定。

### 4. 表彰の方法

みどりの月間中に表彰状及び記念品を授与。